

**新型コロナウィルス感染症対策事業
大船渡に泊まって HAPPY ! 大作戦 Part3 クーポン券ご利用約款**

大船渡商工会議所

第1条(約款の趣旨)

大船渡商工会議所(以下「商工会議所」という)は、大船渡に泊まって HAPPY ! 大作戦 Part3 クーポン券(以下「クーポン券」という)をこの約款にしたがって取り扱うものとし、クーポン券の所持者(以下「お客様」という)も、この約款により、お取引をしていただくものとします。

第2条(クーポン券の利用)

- 1 お客様は、大船渡に泊まって HAPPY ! 大作戦 Part3 クーポン券加盟店(以下「加盟店」という)で、クーポン券に表示された金額の範囲内で、代金の支払にご利用いただくものとします。
ただし、商工会議所又は加盟店がクーポン券の利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いにはご利用いただけません。
- 2 クーポン券を利用できる加盟店は、商工会議所との加盟店契約の新規締結や終了等によって、増減する事があります。
- 3 このクーポン券は宿泊料金の支払にはご利用できません。
- 4 クーポン券をご利用される場合には、釣銭をお出しいたしません。

第3条(クーポン券が利用できない場合)

- 次の場合には、クーポン券をご利用いただけませんので、ご了承ください。
- (1) クーポン券の取扱有効期限が過ぎた場合。
 - (2) クーポン券に発行者印及びバーコードのない場合、又は、確認できない場合
 - (3) クーポン券が違法又は不正に取得されたものである場合
 - (4) クーポン券が偽造、変造又は不正に作成されたものである場合
 - (5) クーポン券の変形、破損等が著しい場合
 - (6) クーポン券の裏面に、取扱金融機関の換金済表示がある場合

第4条(加盟店との関係)

お客様がクーポン券をご利用された際、万一、商品又はサービスの取引について、返品、瑕疵、その他の問題が生じた場合、加盟店との間で解決していただくこととします。

第5条(クーポン券の紛失等)

クーポン券の盗取、紛失された場合であっても、再発行はいたしません。

第6条(換金の禁止)

このクーポン券で、現金との引き換えはいたしません。

第7条(金券購入の禁止)

このクーポン券で、金券(米券やビール券、図書カード、ギフト券など)は購入できません。

第8条(取り扱いの変更)

クーポン券の取り扱いについて、この約款を変更する場合、商工会議所は一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は、変更後の約款を適用いたします。

附則 この約款は、令和4年7月29日から適用します。